

○職員の服務の宣誓に関する条例

〔 昭和 43 年 3 月 30 日 〕
〔 条 例 第 1 0 号 〕

改正 平成 20 年 3 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 31 条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、組合長又は組合長の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、組合長において定めることができる。

附 則

- 1 この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行後 30 日以内において、新たに職員となった者は第 2 条の規定にかかわらず、この条例の施行 30 日間は、宣誓を行う前においても、その職務を行うことができる。

附 則 (平成 20 年 3 月 25 日条例第 3 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

⑩